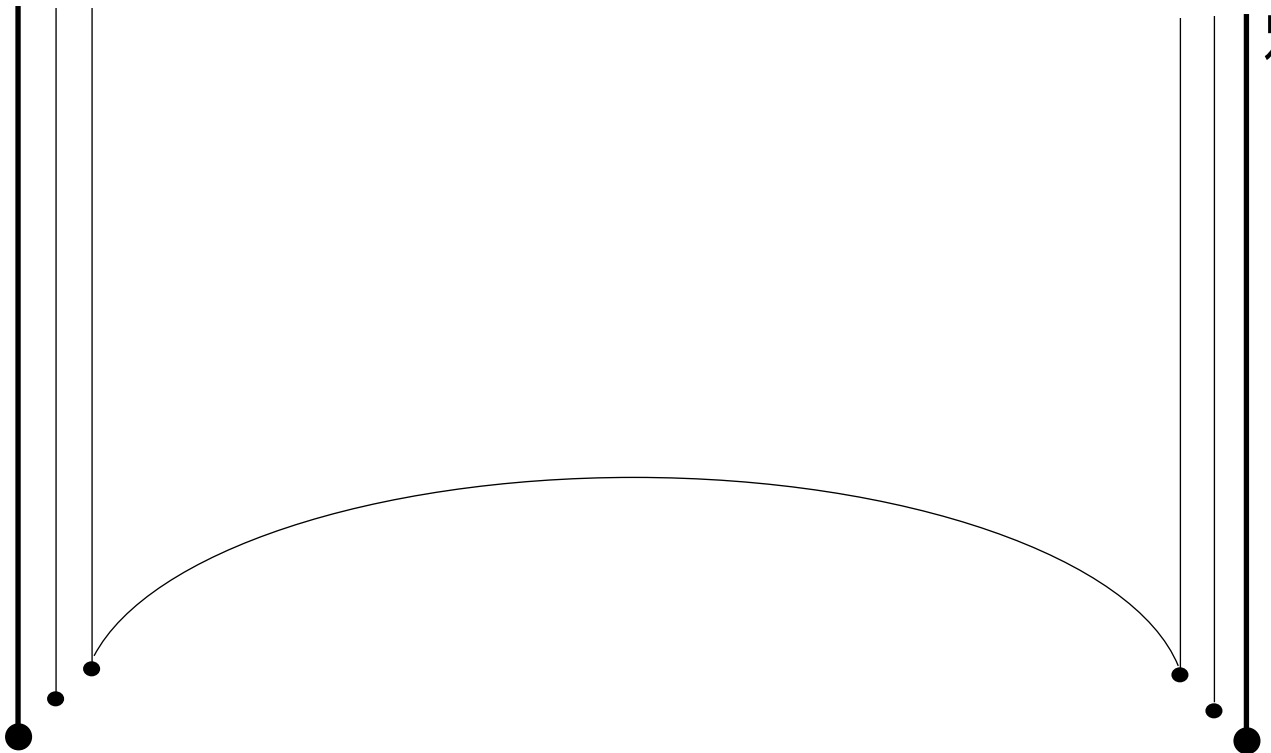




霧島山（新燃岳）の噴火活動が 活発化した場合の避難計画

平成23年3月

霧 島 市

沿革

令和2年6月 4日修正

令和3年7月 2日修正

令和4年5月27日修正

令和5年5月29日修正

令和6年6月12日修正

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 目 的	1
2 方 針	1
3 規制及び避難等の対象範囲	1
4 噴火警戒レベル4及び5における避難対象地区と避難対象者数	2
5 避難促進施設	2
(1) 集客施設	2
(2) 要配慮者利用施設	2
第2章 噴火時の対応	3
1 噴火警戒レベルが事前、かつ段階的に引上げられた場合	3
(1) 噴火警戒レベル2へ引き上げの場合	3
ア 情報収集・伝達	3
イ 立入規制・通行規制	3
ウ 登山者等の避難誘導	5
エ 避難促進施設の対応	6
オ 周辺市町との連携	6
(2) 噴火警戒レベル3へ引上げの場合	6
ア 情報収集・伝達	6
イ 立入規制・通行規制	6
ウ 登山者等の避難誘導	9
エ 避難促進施設による避難誘導	9
オ 住民の避難	10
カ 周辺市町との連携	10
(3) 噴火警戒レベル4へ引上げの場合	10
ア 情報収集・伝達	10
イ 立入規制・通行規制	10
ウ 指定避難所等の開設	13
エ 避難対象地区にいる登山者等の帰宅促進	13
オ 避難促進施設による避難誘導	13
カ 住民等の避難	14

キ	家畜等の避難	15
(4)	噴火警戒レベル5へ引上げの場合	15
ア	情報収集・伝達	15
イ	立入規制・通行規制	15
ウ	指定避難所等の開設	15
エ	避難促進施設による避難誘導	15
オ	住民等の避難	15
カ	家畜等の避難	16
(5)	複数の火口が活発化した場合	16
ア	硫黄山の火口が同時に活発化した場合	16
イ	御鉢の火口が同時に活発化した場合	19
ウ	硫黄山及び御鉢の火口が同時に活発化した場合	20
2	事前に噴火警戒レベルが引上げられないまま噴火に至った場合の避難対応	20
3	広域避難	22
4	報道機関への対応	24

第1章 計画の基本的事項

1 計画の目的

本計画は、霧島山（新燃岳）の噴火警戒レベルに基づき、噴火活動が活発化した場合（同時に周辺の火口が活発化した場合を含む。）における住民や登山者等の安全を確保し、円滑な避難行動がとれるようにすることを目的とする。

2 方針

本計画は、霧島山火山防災マップ及び新燃岳の噴火シナリオに基づき、噴火警戒レベルの推移に応じた具体的防災対応を適切に行うことができるよう、必要な応急対策の細部について定めるものである。また、新燃岳と硫黄山、新燃岳と御鉢、これら3つの火口が活発化した場合の対応について定める。

噴火時等の避難は、住民や登山者等が火山現象の影響範囲外に、もしくは安全な地域に避難することを基本とする。

本計画で特に断りがない場合、「登山者等」とは、登山者、観光客、通過者を指すものとする。

3 規制及び避難等の対象範囲

霧島山（新燃岳）の噴火シナリオでは、噴火警戒レベル3までの警戒範囲は、1 km～4 kmまでが示されており、噴火警戒レベル4・5における警戒範囲は、4 km以上の居住地区として示されている。

このため、噴火警戒レベル4・5の対象範囲については、霧島山火山防災マップ作成にあたって根拠とした霧島山火山防災検討委員会での検討結果を基に、想定火口域からの範囲を対象として計画を策定する。

表1 噴火警戒レベルの各段階における対象範囲

レベル	火山活動の状況	対象範囲	特性
レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	新燃岳火口中心から概ね4 km以上の範囲で、噴石や火砕流が影響すると予想される範囲（新燃岳火口中心から概ね5 kmの範囲）	居住地区が存在。また、主要地方道などがある。 シナリオの大噴火のケースでは、噴石や火砕流により、住民等が被害に遭う可能性がある。
レベル4 (高齢者等避難)	住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。 (可能性が高まっている)		

レベル 3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	新燃岳火口中心から概ね 3 k m （状況により 4 k m）の範囲への立入を規制	登山道があることから、火口近傍に年間を通じて多数の登山者等がいる。噴火シナリオのケースでは噴火により登山者等が被害に遭う可能性がある。
レベル 2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	新燃岳火口中心から概ね 2 k m （状況により、1 k m）の範囲への立入を規制	登山道があることから、火口近傍に年間を通じて多数の登山者等がいる。噴火シナリオのケースでは噴火により登山者等が被害に遭う可能性がある。
レベル 1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内及び火口縁で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	噴気や火山ガスなどの状況により、必要な注意喚起や立入規制などを行う。 新燃岳火口中心から概ね 1 k m の範囲内の立ち入を規制	

4 噴火警戒レベル 4 及び 5 における避難対象地区等

想定火口は、火口が出現しうる領域（想定火口域：火口中心から半径 1 k m）とし、想定火口域から 4 k m（火口中心から 5 k m）内の居住地区を避難地象地区等に定める。

表 2 避難対象地区

地区・自治会
霧島山自治会
神宮台自治会
神宮台別荘地
高千穂 1 区自治会

5 避難促進施設

(1) 集客施設等

- ・火口中心から 3 k m 圏内：新燃荘
- ・火口中心から 4 k m 圏内：高千穂河原ビジターセンター及パークサービスセンター
- ・火口中心から 5 k m 圏内：霧島ホテル、霧島湯之谷山荘、星野リゾート 界 霧島

(2) 要配慮者利用施設

該当施設なし

第2章 噴火時の対応

1. 噴火警戒レベルが事前に、かつ、段階的に引き上げられた場合

噴火警戒レベルが段階的に引き上げられた場合、そのレベルに応じて、火山災害対策編第1章別表5に基づき、規制や避難等の防災対応を行う。ただし、噴火警戒レベルは、必ずしも順番に引き上げられるわけではないことに注意する。

なお、複数の火口が活発化した場合、火山災害対策編別表6に規定する体制よりも高次の体制に移行することも検討する。

また、関係機関は、霧島市等が説明会等を開催する場合は、連携し対応する。

(1) 噴火警戒レベル2へ引き上げの場合

噴火警戒レベル2に引き上げられた場合、速やかに、火口周辺規制の実施を行うとともに、登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導するなど必要な対応にあたる。

ア 情報収集・伝達

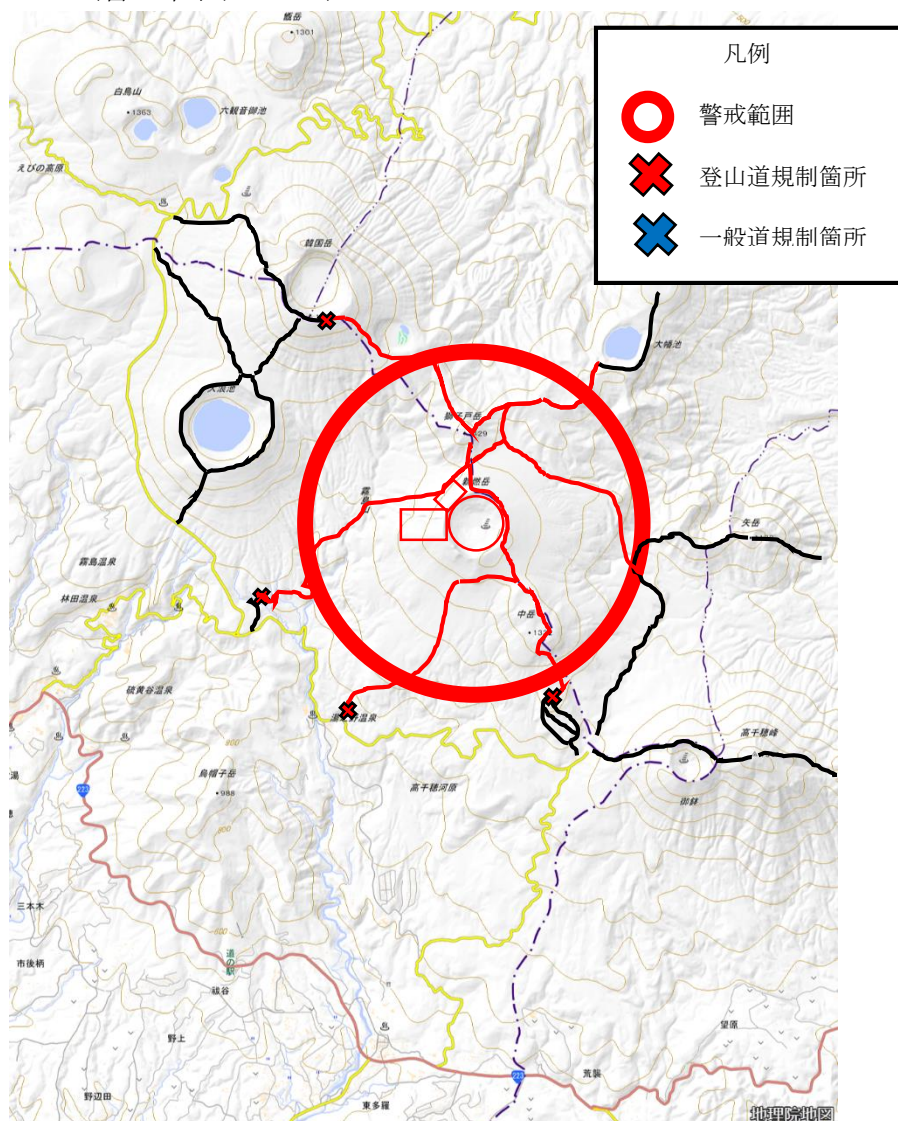
鹿児島地方気象台や鹿児島県との連携を強化するとともに、火山災害対策編第1章第3節第4項「噴火警報等の伝達系統及び伝達手段」に基づき、住民や登山者等への情報伝達を行い、噴火警戒レベルが2に引き上げられたことや火口周辺規制の実施について、周知徹底する。

イ 立入規制・通行規制

登山者等の安全を確保するため、噴火警戒レベル2に引き上げ後、速やかに各種規制を実施する。

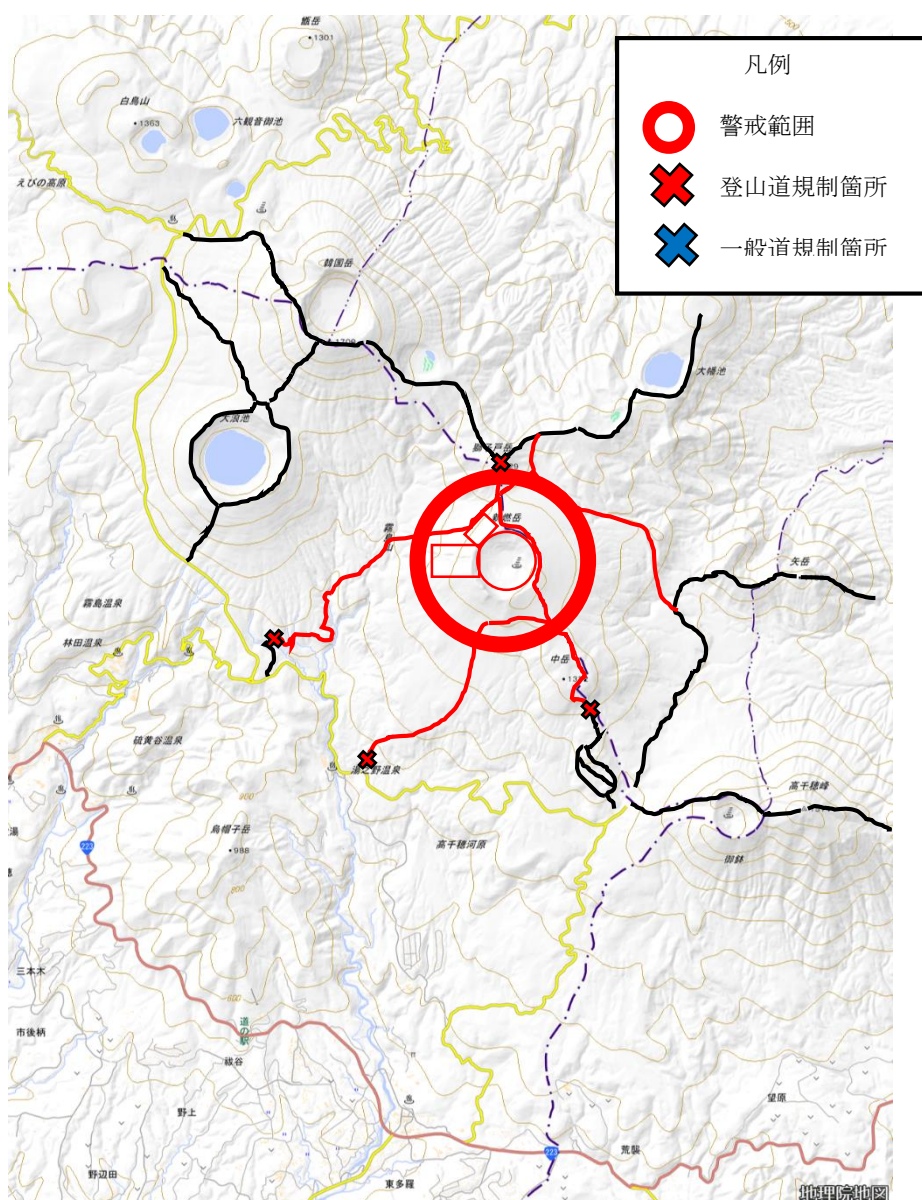
噴火警戒レベル2における立入規制および通行規制の位置は、下図・表のとおりである。

(警戒範囲 2 k m)



規制区域	規制内容	管理者
中岳登山道（規制箇所：中岳探勝路）	利用禁止	鹿児島県
湯之野登山道（規制箇所：湯之野登山口）	利用禁止	鹿児島県
新湯林道（規制箇所：新湯登山口）	利用禁止	環境省
宮崎県側登山道	利用禁止	環境省、宮崎県

(警戒範囲 1 k m)



規制区域	規制内容	管理者
中岳登山道（規制箇所：中岳中腹）	利用禁止	鹿児島県
湯之野登山道（規制箇所：湯之野登山口）	利用禁止	鹿児島県
新湯林道（規制箇所：新湯登山口）	利用禁止	環境省
宮崎県側登山道	利用禁止	環境省、宮崎県

ウ 登山者等の避難誘導

(ア) 防災行政無線、緊急速報メール、市ホームページ、テレビ・ラジオ、避難促進施設への連絡等により、登山者等に規制範囲外への避難を呼びかける。

なお、外国人対応として、多言語での呼びかけを行うよう努める。

(イ) 警察、消防等は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、登山者等の規制範囲外への避難について誘導を行う。この際、ビジターセンター職員及びパークサービスセンター職員と連携し対応する。

警察・消防職員及びビジターセンター職員並びにパークサービスセンター職員は、身の安全を確保しつつ、県や市などの情報をもとに登山口での登山者等の避難誘導にあたる。

状況により、ビジターセンターや避難壕に避難誘導し、待機を促す。

(ウ) 避難の手段は、徒歩、自家用車、公共交通機関等による自力避難を基本とするが、自力避難の手段を持たない登山客等のため車両等の確保を行う。

必要に応じ、県へ車両やヘリコプターを要請する。

(エ) 緊急下山・避難のルートは、第5編資料編 3-10「霧島山火山防災マップ」による。

エ 避難促進施設（ビジターセンター及びパークサービスセンター）の対応
施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが2に引き上げられたことを周知するとともに、退避が必要な場合、緊急退避の措置をとる。

また、県や市と連携し、規制範囲外への避難誘導を行う。

オ 周辺市町との連携

(ア) 霧島市側から入山した者で、えびの市、小林市及び高原町方面へ避難（下山）した登山者、えびの市、小林市及び高原町方面入山し霧島市側に避難（下山）した登山者の状況を把握し、周辺市町と情報共有を行う。

(イ) 上記登山者の避難（下山）後の移動については、避難（下山）側の市町が入山側の市町へ輸送する。

(2) 噴火警戒レベル3へ引上げの場合

ア 情報収集・伝達

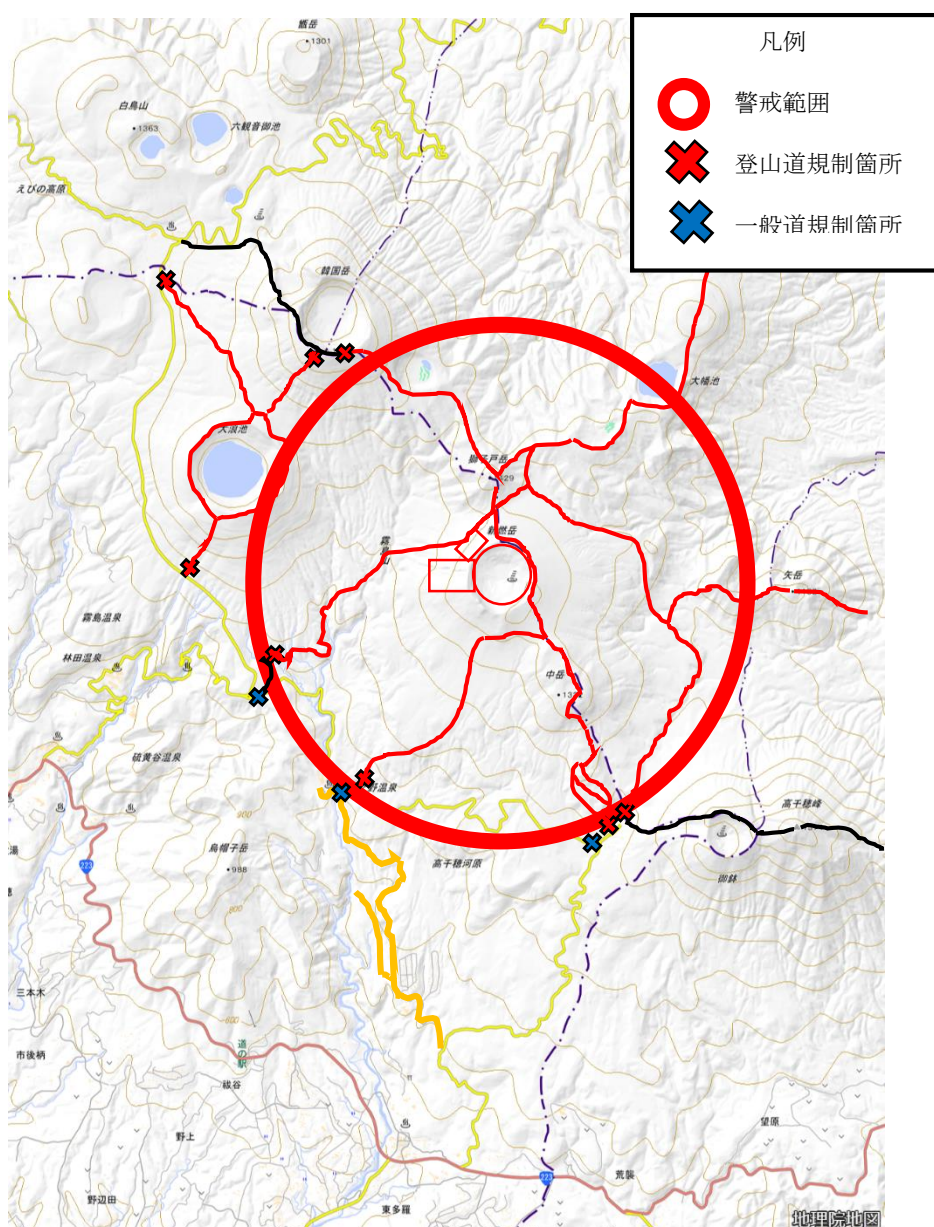
鹿児島地方気象台や鹿児島県との連携を強化するとともに、登山者等への情報伝達を速やかにおこない、噴火警戒レベルが3に引き上げられたこと、または入山規制の実施等について、周知徹底する。

イ 立入規制・通行規制

(ア) 登山者等の安全を確保するため、噴火警戒レベル3に引き上げ後、速やかに各種規制を実施する。

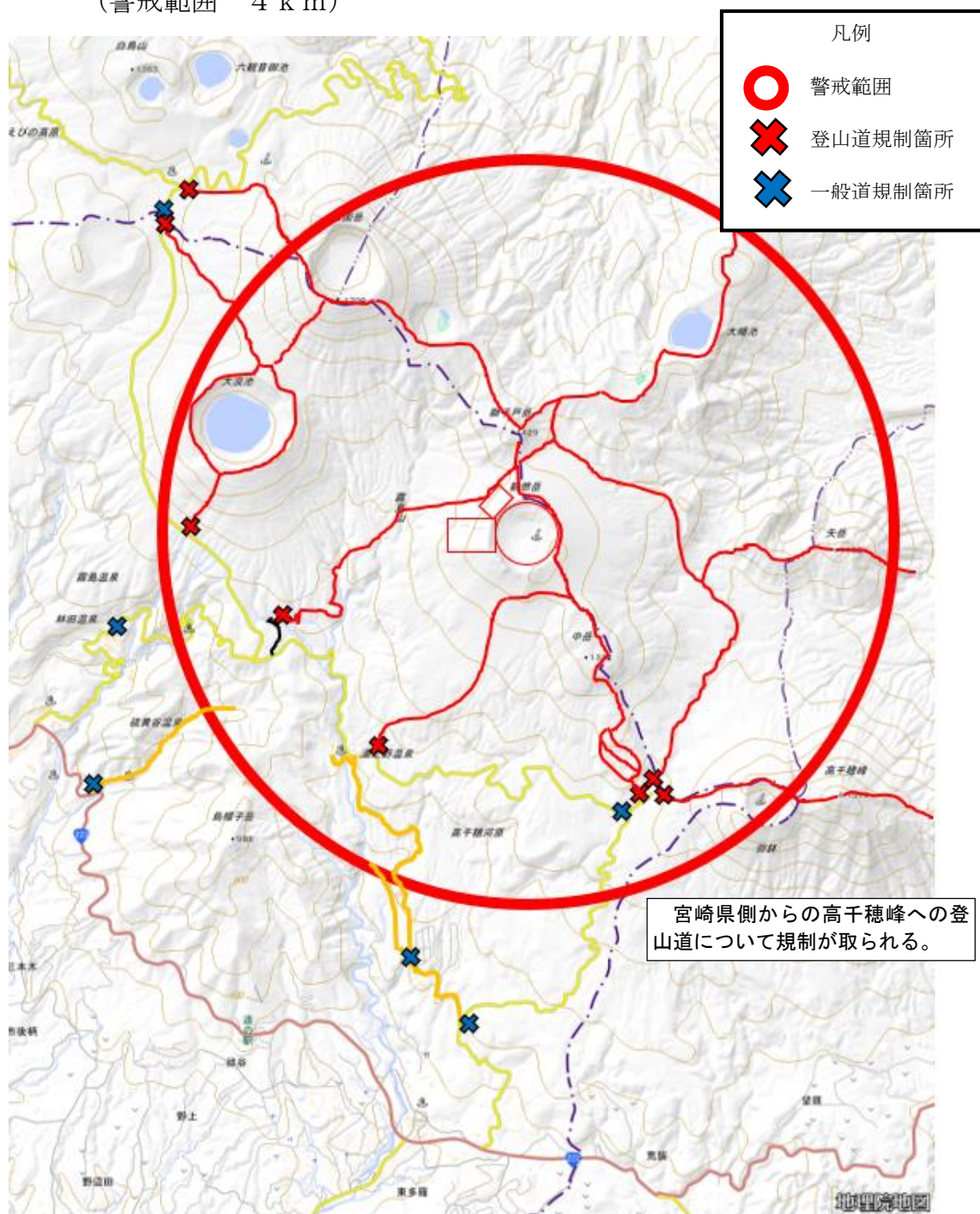
噴火警戒レベル3における登山道や道路の規制の位置は、下図・表のとおりである。

(警戒範囲 3 k m)



規制区域	規制内容	管理者
中岳登山道（規制箇所：中岳登山口）	利用禁止	鹿児島県
矢岳方面登山道（規制箇所：矢岳方面登山口）	利用禁止	管理者なし
湯之野登山道（規制箇所：湯之野登山口）	利用禁止	鹿児島県
新湯林道（規制箇所：新湯登山口）	利用禁止	環境省
大浪池登山道（規制箇所：大浪池登山口、同登山口（県境）、韓国岳山頂）	利用禁止	鹿児島県
宮崎県側登山道	利用禁止	環境省、宮崎県
県道 104 号（霧島市牧園町高千穂地先（新湯三叉路）～高千穂河原）	通行止	鹿児島県
市道永池－湯之野線（県道 104 号交差点（湯之野三叉路））	通行止	霧島市

(警戒範囲 4 k m)



規制区域	規制内容	管理者
中岳登山道（規制箇所：中岳登山口）	利用禁止	鹿児島県
矢岳方面登山道（規制箇所：矢岳方面登山口）	利用禁止	管理者なし
高千穂峯登山道（規制箇所：高千穂峯登山口）	利用禁止	環境省、鹿児島県
湯之野登山道（規制箇所：湯之野登山口）	利用禁止	鹿児島県
新湯林道（規制箇所：新湯登山口）	利用禁止	環境省
大浪池登山道（規制箇所：大浪池登山口、同登山口（県境）、	利用禁止	鹿児島県

韓国岳山頂)		
宮崎県側登山道	利用禁止	環境省、宮崎県
県道 480 号（霧島市霧島田口地先（市道永池一湯之野線三叉路）～高千穂河原）	通行止	鹿児島県
県道 104 号（霧島市牧園町高千穂地先（新湯三叉路）～高千穂河原）	通行止	鹿児島県
市道永池一湯之野線（霧島市霧島田口地先（ペンション村付近）～104 号（湯之野三叉路））	通行止	霧島市
県道 1 号（牧園町高千穂地先（いわさきホテル付近）～県境）	通行止	鹿児島県

(イ) 規制箇所の通行について、避難対象地区から出てくる車両については避難のため通行させ、避難対象地区に入る車両については、災害対策関係車両以外は規制する。なお、規制にあたっては、警察の協力を得る。

ウ 登山者等の避難誘導

(ア) 防災行政無線、緊急速報メール、市ホームページ、テレビ・ラジオ、避難促進施設等への連絡等により、登山者等に入山規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかける。

なお、外国人対応として、多言語での呼びかけを行うよう努める。

(イ) 警察、消防等は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、登山者等の規制範囲外への避難について誘導を行う。この際、ビジターセンター職員及びパークサービスセンター職員と連携し対応する。

警察・消防職員及びビジターセンター職員並びにパークサービスセンター職員は、身の安全を確保しつつ、県や市などの情報をもとに登山口での登山者等の避難誘導にあたる。

状況により、ビジターセンターや避難壕に避難誘導し、待機を促す。

(ウ) 避難の手段は、徒歩、自家用車、公共交通機関等による自力避難を基本とするが、自力避難の手段を持たない登山客等のため車両等の確保を行う。必要に応じ、県へ車両やヘリコプターを要請する。

(エ) 緊急下山・避難のルートは、第5編資料編 3-10「霧島山火山防災マップ」による。

エ 避難促進施設による避難誘導

(ア) 火口近くに位置する新燃荘、ビジターセンター及びパークサービスセンターは、当該施設管理者等が作成した避難確保計画に基づき、施設の利用者等に対して噴火警戒レベルが3に引き上げられたことを周知するとともに、規制範囲外への緊急退避の措置をとる。

(イ) 市は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家、協議会等の助言を踏まえ、避難促進施設の利用者等の緊急退避やその後の避難について施設と協力し、避難が必要となった場合には、施設と連携し規制範囲外への避難誘導にあ

たる。

(ウ) 要配慮者施設については、噴火警戒レベル4 引上げ後速やかに避難できるように、避難の準備を呼びかけるとともに、避難の調整・誘導方法について確認する。

(エ) 規制範囲内の施設利用者等の避難にあたっては、施設からの要請により、避難所等を開設する。

オ 住民の避難

(ア) 要配慮者の避難準備

市は、レベル4・5で避難を開始する要配慮者に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者が自主避難することを想定し、避難所等の開設準備を行う。

(イ) その他の住民への対応

a 自主避難者については、避難所を開設する。

b 上記以外の住民に対しては、火山の活動状況等必要な情報を提供する。

カ 周辺市町との連携

(ア) 霧島市側から入山した者で、えびの市、小林市及び高原町方面へ避難

(下山)した登山者及びえびの市、小林市及び高原町方面から入山し霧島市側に避難(下山)した登山者の状況を把握し、関係市町で情報共有を行う。

(イ) 上記登山者の避難(下山)後の移動については、避難(下山)側の市町が入山側の市町へ輸送する。

(3) 噴火警戒レベル4へ引上げの場合

噴火警戒レベル4に引き上げられた場合、市は関係機関と協議し、避難対象地域に対して高齢者等避難を発表するとともに、要配慮者の避難誘導を優先して行う。

ア 情報収集・伝達

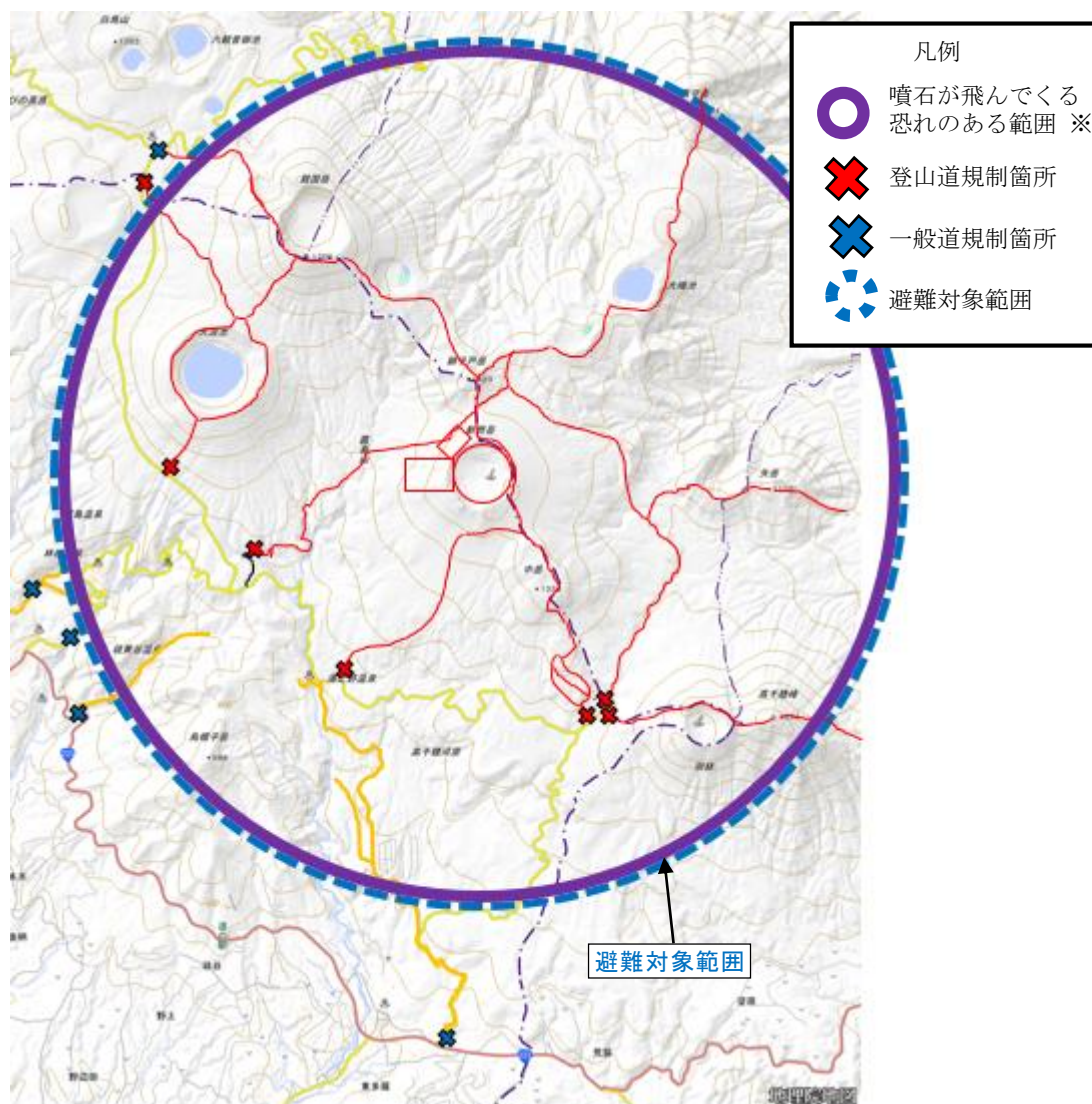
鹿児島地方気象台や鹿児島県との連携を強化するとともに、登山者等への情報伝達体制を強化し、噴火警戒レベルが4に引き上げられたことや高齢者等避難の発令について、周知徹底する。

イ 立入規制・通行規制

(ア) 避難誘導や救助・救出活動を円滑に行うため、噴火警戒レベル4に引き上げ後、速やかに各種規制を実施する。

(イ) 噴火警戒レベル4における観光客等の立入規制および通行規制の位置は、下図・表のとおりである。なお火山活動の状況によって規制箇所が変わることもあるので、火山防災協議会等との情報共有を逐次おこなう。

①噴石が飛んでくるおそれのある範囲（火口中心から5 k m）

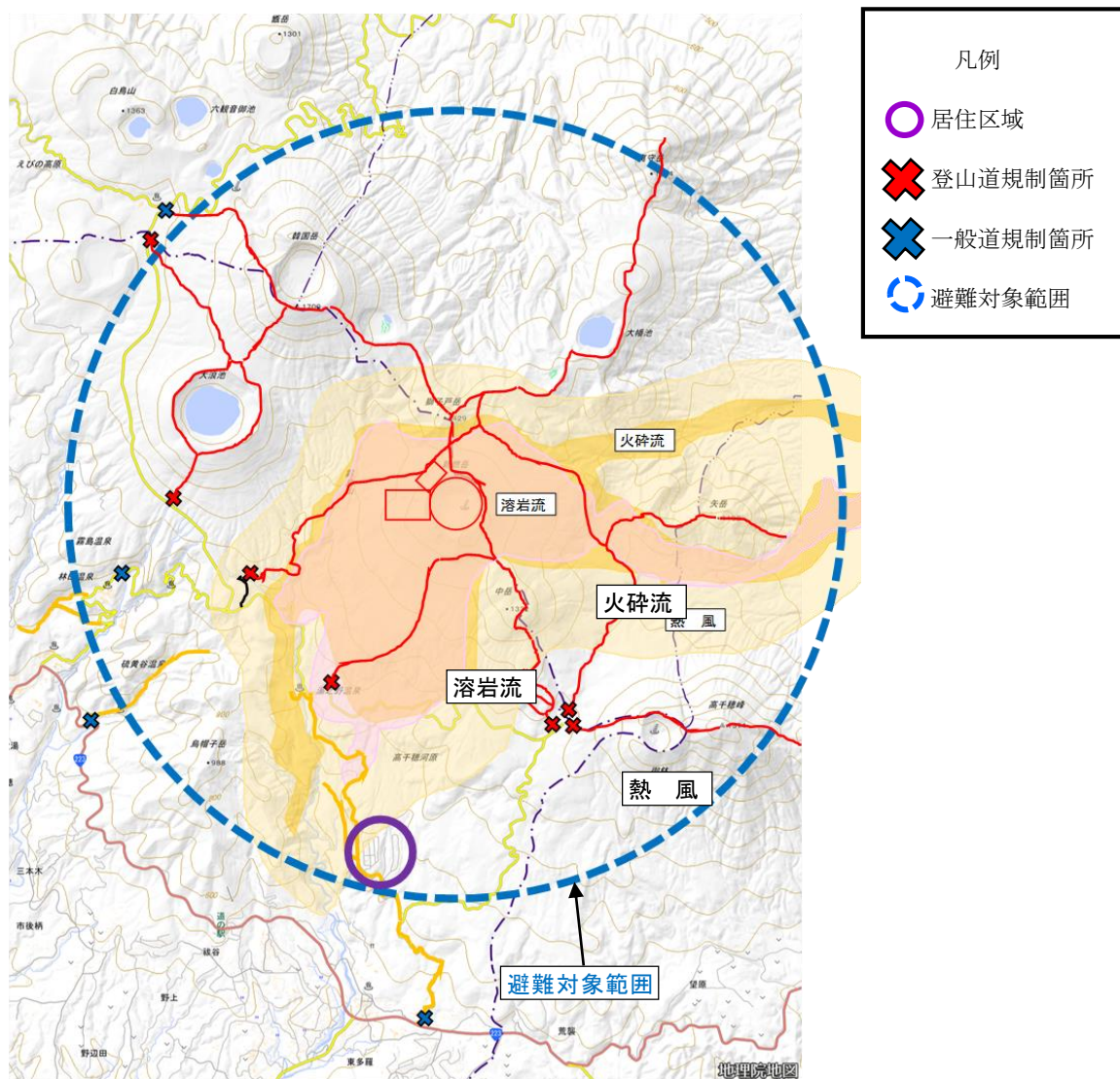


※噴石が飛んでくるおそれのある範囲は、霧島山火山防災マップ作成にあたって根拠とした霧島山火山防災検討委員会での検討結果に基づき、想定火口域からの範囲とした（噴火警戒レベル表における警戒範囲とは異なる。）。

規制区域	規制内容	管理者
中岳登山道（規制箇所：中岳登山口）	利用禁止	鹿児島県
矢岳方面登山道（規制箇所：矢岳方面登山口）	利用禁止	管理者なし
高千穂峯登山道（規制箇所：高千穂峯登山口）	利用禁止	環境省、鹿児島県
湯之野登山道（規制箇所：湯之野登山口）	利用禁止	鹿児島県
新湯林道（規制箇所：新湯登山口）	利用禁止	環境省
大浪池登山道（規制箇所：大浪池登山口、同登山口（県境）、韓国岳山頂）	利用禁止	鹿児島県
宮崎県側登山道	利用禁止	環境省、宮崎県
県道1号（丸尾自然探勝路駐車場付近～県境）	通行止	鹿児島県
日添（手洗側）林道（県道1号三叉路付近）	通行止	林野庁

県道 104 号（牧園町高千穂地先（新湯三叉路）～高千穂河原）	通行止	鹿児島県
市道永池一湯之野線（霧島田口地先（県道 480 号三叉路）～県道 104 号（湯之野三叉路））	通行止	霧島市
県道 480 号（国道 223 号三叉路～高千穂河原）	通行止	鹿児島県

②溶岩流・火砕流のおそれのある範囲



規制区域	規制内容	管理者
中岳登山道（規制箇所：中岳登山口）	利用禁止	鹿児島県
矢岳方面登山道（規制箇所：矢岳方面登山口）	利用禁止	管理者なし
高千穂峯登山道（規制箇所：高千穂峯登山口）	利用禁止	環境省、鹿児島県
湯之野登山道（規制箇所：湯之野登山口）	利用禁止	鹿児島県
新湯林道（規制箇所：新湯登山口）	利用禁止	環境省
大浪池登山道（規制箇所：大浪池登山口、同登山口（県境）、韓国岳山頂）	利用禁止	鹿児島県

宮崎県側登山道	利用禁止	環境省、宮崎県
県道 1 号（牧園町高千穂地先（いわさきホテル付近）～県境）	通行止	鹿児島県
県道 104 号（牧園町高千穂地先（新湯三叉路）～高千穂河原）	通行止	鹿児島県
市道永池一湯之野線（霧島田口地先（県道 480 号三叉路）～県道 104 号（湯之野三叉路））	通行止	霧島市
県道 480 号（国道 223 号三叉路～高千穂河原）	通行止	鹿児島県

(ウ) 規制箇所の通行について、避難対象地区から出てくる車両については避難のため通行させ、避難対象地区に入る車両については、災害対策関係車両以外は規制する。なお、規制にあたっては、警察の協力を得る。

(エ) 避難対象地区にいる登山者等の帰宅促進

登山者等が避難対象地区にいる場合、避難誘導や避難所等での受入れにおいて、大きな負担がかかることが考えられるので、噴火警戒レベル 5 になる前に登山者等の帰宅を促し負担を軽減する。このため、避難対象地区にいる登山者等に対して、交通機関の運行状況等に関する情報を提供するとともに、必要に応じて、輸送機関にバス等の臨時便を要請するなど、登山者等の移動手段を確保する。

ウ 指定避難所等の開設

噴火警戒レベルが 4 に引き上げられた場合、避難対象地域の住民等に高齢者等避難を発令し、避難者等を受け入れるための避難所等を開設する。

表 3 開設する避難所

避難所名	所在地	収容力（人）
牧園農村活性化センター	霧島市牧園町宿窪田 813-11	170
霧島公民館	霧島市霧島田口 500	106
神乃湯	霧島市霧島田口 501	59
合 計		335

エ 避難対象地区にいる登山者等の帰宅促進

登山者等が避難対象地区にいる場合、避難誘導や避難所等での受入れにおいて、大きな負担がかかることが考えられるので、噴火警戒レベル 5 になる前に、登山者等の帰宅を促し負担を軽減する。このため、避難対象地区にいる登山者等に対して、交通機関の運行状況等に関する情報を提供するとともに、必要に応じて、輸送機関にバス等の臨時便を要請するなど、登山者等の移動手段を確保する。

オ 避難促進施設による避難誘導

(ア) 居住地域近傍に位置する避難促進施設は、高齢者等避難の発令等にと

ない、事前に定めている避難確保計画を活用して霧島市と連携し、利用者の避難誘導を行う。

- (イ) 霧島市は、要配慮者が利用する避難促進施設から依頼があった場合、受入先の確保・調整、要配慮者の搬送手段の手配などを行う。

カ 住民の避難

- (ア) 噴火警戒レベルが4に引き上げられた場合、下記表の対象地区に高齢者等避難を発令し、早めの避難を呼びかける。

避難にあたっては、火口から遠ざかる方向に避難するとともに、住民及び登山者等の混交による車両渋滞が生じないように努めて経路を指定する。

表4 高齢者等避難を発令する対象地区

地区・自治会
霧島山自治会
神宮台自治会
神宮台別荘地
高千穂1区自治会

- (イ) 交通手段は徒歩、自家用車、公共交通機関等による自力避難を基本とする。

- (ウ) 携行品については、長期にわたる避難も考慮し必要かつ、最小限の食料、被服、日用品及び医薬品とする。

- (エ) 避難に際し住民の取るべき行動

住民は、自らが自己の責任において行動すべき内容について理解しておかなければならない。また、市からの高齢者等避難や避難指示の発令に伴う避難の呼びかけに従い、避難を円滑に行うものとする。

- 住民及び地域の避難誘導責任者は避難を円滑に行うため、避難手段、避難経路、指定避難所等を事前に把握しておくとともに、霧島山火山防災マップで火山災害についても把握するものとする。
- 避難の際の携行品は予め準備しておき、避難の際は、混乱を避けるため制限を守ることとする。持病の治療薬等重要な医薬品は避難が長期にわたる可能性も含め、十分な量を携帯することとする。
- 避難の前には必ず石油ストーブの消火を確認し、ガスはガス栓を閉め、電気はブレーカーを切るなど出火を防止することとする。被災による漏水等も考えられる場合は、水道の元栓等も閉めることとする。
- 避難するときは、基本的に頭巾またはヘルメット、動きやすい靴、防塵眼鏡やマスクまたはこれに類するものを着用することとする。

e 行動は近所に声をかけ、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすることとする。

f 行動は沈着に行い、不確実な情報等にまどわされないよう注意することとする。

キ 家畜等の避難

畜産事業者の飼育する動物及び個人の愛玩動物は、原則として所有者の責任において避難先を確保する。畜産事業者は、飼育する動物の避難先及び移転手段等について事前に検討しておく。

(4) 噴火警戒レベル5へ引き上げの場合

噴火警戒レベル5に引き上げられた場合、市は、避難対象地区に対して避難指示を発令し、登山者等の避難誘導を行う。

ア 情報収集・伝達

住民及び登山者等に対して、噴火警戒レベルが5に引き上げられたことや避難指示の発令について、周知徹底する。

イ 立入規制・通行規制

(ア) 避難誘導や救助・救出活動を円滑に行うため、噴火警戒レベル5に引き上げ後、速やかに各種規制を実施する。

(イ) 噴火警戒レベル5における立入規制および通行規制の位置は噴火警戒レベル4と同じとする。なお、火山活動の状況によって規制箇所が変わることもあるので、火山防災協議会等との情報共有を逐次おこなう。

(ウ) 規制箇所の通行について、避難対象地区から出てくる車両については避難のため通行させ、避難対象地区に入る車両については、災害対策関係車両以外は規制する。なお、規制にあたっては、警察の協力を得る。

ウ 指定避難所等の開設

噴火警戒レベルが4に引き上げられて開設する避難所に同じ。

エ 避難促進施設による避難誘導

(ア) 居住地域に位置する避難促進施設は、市が発令する避難指示に基づき、事前に定めている避難確保計画を活用して市と連携し、利用者の避難誘導を行う。

(イ) 避難促進施設は、施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが5に引き上げられたことや避難指示が発令されたことを周知する。

オ 住民の避難

(ア) 噴火警戒レベルが5に引き上げられた場合、避難指示を発令し、住民等には避難を呼びかける。

(イ) 交通手段は徒歩、自家用車、公共交通機関等による自力避難を基本とする。

(ウ) 携行品については、必要最小限の食料、被服、日用品及び医薬品とする。

(エ) 避難対象地区の避難方法

対象地区の指定避難所や避難経路等は次のとおりとする。

＜各地区の指定避難所及び避難経路等＞

○霧島山自治会・神宮台別荘地・神宮台自治会地区

●避難先：霧島公民館、神乃湯

●避難経路：市道永池・湯之野線～県道 480 号霧島公園線～国道 223 号～県道 60 号国分霧島線

○高千穂 1 区自治会（未加入者を含む。）地区

●避難先：牧園農村活性化センター

●避難経路：県道 1 号小林えびの高原牧園線～国道 223 号

(オ) 避難に際し住民等の取るべき行動

噴火警戒レベル 4 に同じ。

カ 家畜等の避難

噴火警戒レベル 4 に同じ。

(5) 複数の火口が活発化した場合

ア 硫黄山の火口が同時に活発化した場合

硫黄山の噴火警戒レベルが 2 以上に引上げられた際、新燃岳の噴火警戒レベルも 2 以上になっている場合、(1) から (4) に定める対応のほか、下記の点に留意する。

(ア) 情報収集・伝達

噴火警戒レベルが引上げられたことや規制の状況（火口周辺規制（レベル 2）、入山規制（レベル 3）等）について、周知徹底するとともに、防災行政無線や緊急速報メール等による情報伝達の内容に、複数の火口（「硫黄山」及び「新燃岳」）が活発化していることを追加し、住民や登山者等へ分かりやすく情報提供する。

(イ) 立入規制・通行規制

複数火口が活発化した場合における立入規制・通行規制について、硫黄山及び新燃岳がともに噴火警戒レベル 3 の場合、下図・表のように立入規制・通行規制を行う。それ以外の場合は、硫黄山及び新燃岳単独対応の組み合わせでのレベルに応じた対応と同様であるので、(1) から (4) に定める対応を実施する。



規制区域	規制内容	管理者
中岳登山道（規制箇所：中岳登山口）	利用禁止	鹿児島県
矢岳方面登山道（規制箇所：矢岳方面登山口）	利用禁止	管理者なし
湯之野登山道（規制箇所：湯之野登山口）	利用禁止	鹿児島県
新湯林道（規制箇所：新湯登山口）	利用禁止	環境省
大浪池登山道（規制箇所：大浪池登山口、同登山口（県境））	利用禁止	鹿児島県
宮崎県側登山道	利用禁止	環境省、宮崎県
県道 104 号（霧島市牧園町高千穂地先（新湯三叉路）～高千穂河原）	通行止	鹿児島県
市道永池一湯之野線（県道 104 号湯之野三叉路）	通行止	霧島市
県道 1 号（霧島市牧園町高千穂地先（新湯三叉路）～県境）	通行止	鹿児島県

(ウ) 登山者・観光客等の避難誘導

複数の火口（新燃岳及び硫黄山）が活発化した場合、韓国岳から獅子戸岳方面からの登山者・観光客等に対して実施する避難誘導については、以下の点に留意する。

- 新燃岳の噴火警戒レベルが 3（警戒範囲 3 km）以上になった際は、登山者の位置によって、大浪池か大幡池のいずれか、距離的に近い方向へ避難することを促す。

b 登山者等が自らの避難方向を判断できるよう、登山道に案内表示（登山口までの距離等）を設置するなど環境整備に努める。

c 市は、防災行政無線、緊急速報メール、市ホームページ、テレビ・ラジオ、避難促進施設への連絡により、登山者等に規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかける。

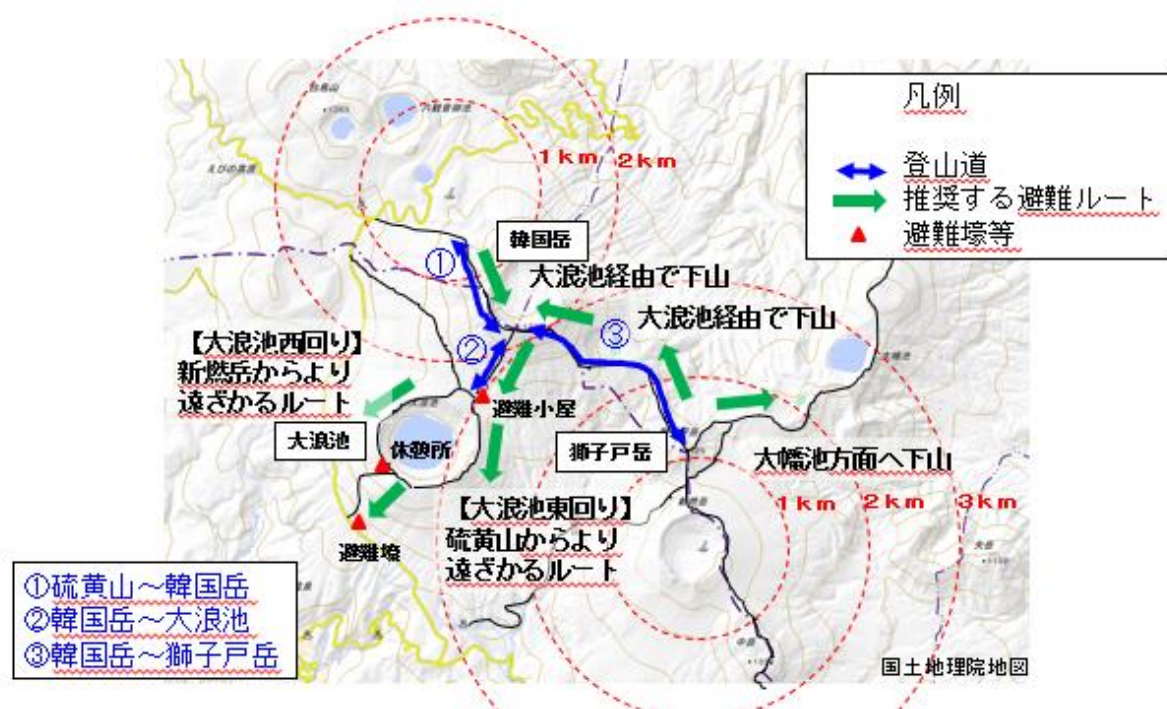
なお、外国人対応として、多言語での呼びかけを行うよう努める。

d 警察、消防等は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、登山者等の規制範囲外への避難について誘導を行う。この際、ビジターセンター職員及びパークサービスセンター職員は、身の安全を確保しつつ、県や市などの情報をもとに登山口での登山者等の避難誘導にあたる。

状況により、ビジターセンターや避難壕に避難誘導し、待機を促す。

e 避難の手段は、徒歩、自家用車、公共交通機関等による自力避難を基本とするが、自力避難の手段を持たない登山客等のため車両等の確保を行う。必要により、県へ車両やヘリコプターを要請する。

f 韓国岳から獅子戸岳付近の推奨する下山・避難のルートは、下図のとおりである。



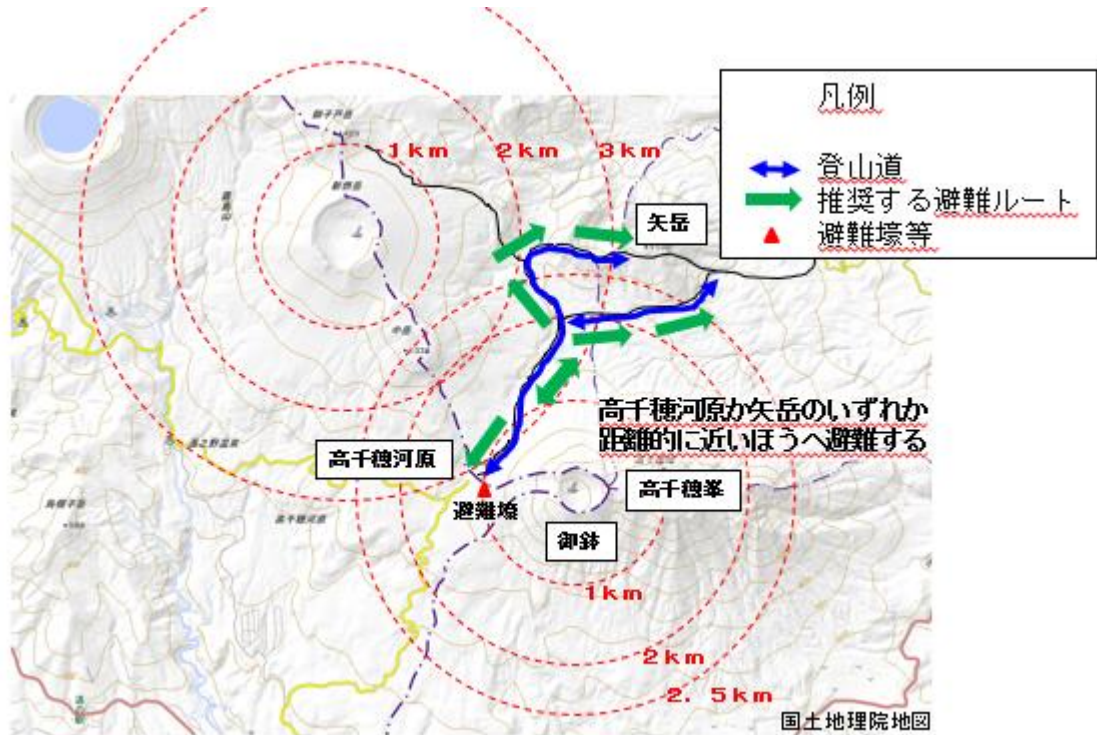
(エ) 周辺市町との連携

a 霧島市側から入山した者で、小林市側へ避難（下山）した登山者、小林市側から入山し霧島市側に避難（下山）した登山者の状況を把握し、周辺市町と情報共有を行う。

- b 上記登山者の避難（下山）後の移動については、避難（下山）側市町が入山側の市町へ輸送する。
- イ 御鉢の火口が同時に活発化した場合
 - 御鉢の噴火警戒レベルが2以上に引上げられた際、新燃岳の噴火警戒レベルも2以上になっている場合、（1）から（4）に定める対応のほか、下記の点に留意する。
 - （ア）情報収集・伝達
 - 噴火警戒レベルが引上げられたことや規制の状況（火口周辺規制（レベル2）、入山規制（レベル3）等）について、周知徹底するとともに、防災行政無線や緊急速報メール等による情報伝達の内容に、複数の火口（「御鉢」及び「新燃岳」）が活発化していることを追加し、住民や登山者等へ分かりやすく情報提供する。
 - （イ）立入規制・通行規制
 - 複数の火口が活発化した場合における立入規制・通行規制は、御鉢単独のレベルに応じた対応と同様であるので、（1）から（4）に定める対応を実施する。
 - （ウ）登山者・観光客等の避難誘導
 - 複数の火口（新燃岳及び御鉢）が活発化した場合、高千穂河原から矢岳方面の登山者・観光客等に対して実施する避難誘導については、以下の点に留意する。
 - a 新燃岳の噴火警戒レベルが3（警戒範囲3km）以上になった際は、登山者の位置によって、高千穂河原か矢岳のいずれか、距離的に近い方向へ避難することを促す。
 - b 登山者等が自らの避難方向を判断できるよう、登山道に案内表示（登山口までの距離等）を設置するなど環境整備に努める。
 - c 市は、防災行政無線、緊急速報メール、市ホームページ、テレビ・ラジオ、避難促進施設への連絡により、登山者等に規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかける。
 - なお、外国人対応として、多言語での呼びかけを行うよう努める。
 - d 警察、消防等は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、登山者等の規制範囲外への避難について誘導を行う。この際、ビジターセンター職員及びパークサービスセンター職員は、身の安全を確保しつつ、県や市などの情報をもとに登山口での登山者等の避難誘導にあたる。
 - 状況により、ビジターセンターや避難壕に避難誘導し、待機を促す。
 - e 避難の手段は、徒歩、自家用車、公共交通機関等による自力避難を基

本とするが、自力避難の手段を持たない登山客等のため車両等の確保を行う。必要により、県へ車両やヘリコプターを要請する。

- f 高千穂河原から矢岳付近の推奨する下山・避難ルートは、下図のとおりである。



- (エ) 避難促進施設（ビジターセンター及びパークサービスセンター）の対応
施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが引上げられたことや複数の火口が活発化していることを周知するとともに、避難が必要な場合、緊急退避の措置をとる。

また、市などと連携し、規制範囲外への避難誘導を行う。

- (オ) 周辺市町との連携

- a 霧島市側から入山した者で、都城市及び高原町方面へ避難（下山）した登山者、都城市及び高原町から入山し霧島市側に避難（下山）した登山者の状況を把握し、周辺市町と情報共有を行う。
- b 上記登山者の避難（下山）後の移動については、避難（下山）側市町が入山側の市町へ輸送する。

- ウ 硫黄山及び御鉢の火口が同時に活発化した場合

各避難計画及び「(5) 複数火口が活発化した場合」に基づき対応する。

2. 事前に噴火警戒レベルが引上げられないまま噴火に至った場合の避難対応
(レベル1から3へ、レベル2から4又は5へ)

(1) 防災体制

市は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、非常体制（災害対策本部の設置など）をとり、避難誘導等を行う。また、噴火の発生位置や噴火の規模などがある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。

必要に応じて、県へ自衛隊への災害派遣要請を行う。

協議会の構成機関は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、非常体制（災害対策本部の設置など）をとり、相互に連携し、防災対応にあたる。

(2) 情報収集・伝達

市は、噴火の程度によっては、まず避難対象地域に避難指示を発令するとともに、「火山が噴火した」「緊急退避の実施」「避難所等までの避難」などの情報を、速やかに住民や登山者等に周知する。その後、必要に応じて、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲を伝達する。

また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民や登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を収集し、協議会の構成機関と情報共有を図るとともに、県及び報道機関等とも連携し、住民や登山者等に対して行う周知活動を行う。

避難促進施設は、噴火を認知した場合、市へ直ちに伝達するとともに、施設の被害や緊急退避した人数、負傷者の有無などの状況を整理し、本市へ報告する。

住民や登山者等への周知については、火山地域の実情に応じた文案を定めておく。また、外国人対応として、多言語で文案を作成するよう努めるとともに、内容として「噴火が発生した」「立入禁止」等の要点が伝わりやすいように、シンプルな文案とする。

(3) 立入規制・通行規制等

立入規制や通行規制の実施については、事前かつ段階的に引き上げられた場合の噴火警戒レベル2から4の対応に準じる。

(4) 登山者等の緊急退避とその後の避難誘導

緊急退避とは、噴石等から身を守るため、もしくは避難が間に合わない場合に緊急的に「建物内に入る」、「建物内のより安全な場所へ移動する」、「避難壕へ移動する」などの行動を指す。緊急退避は、本市からの指示がなくとも住民や登山者等、もしくは避難促進施設が自ら行うことが必要であり、日頃からその周知・啓発に努める。

また、緊急退避実施後、入山規制範囲内に登山者等が残留している場合には、規制範囲外へ避難させる必要があり、火山活動の状況等を踏まえて協議会等で対応を協議し、登山者等の避難誘導を行う。その際の避難は自家用車等で行うことを基本とするが、移動手段のない者については、市などがその確保に努める。

ビジターセンター職員及びパークサービスセンター職員は、自らの安全を確保し、登山者等に対して、緊急退避の呼びかけや緊急退避の誘導を行う。

(5) 避難できなくなった人達への安全対策

噴火により避難経路が閉ざされた場合は、近傍の安全な場所へ退避し、市又は警察・消防等に連絡し、その指示に従う。

必要に応じ、自衛隊への災害派遣を要請し、救助・救出活動を行う。

(6) 緊急退避を行わない登山者等の避難誘導

市は避難促進施設等とも連携し、登山者等を規制範囲外まで避難させる。

その際の避難は、自家用車等を行うことを基本とするが、移動手段のない人のための避難手段については、霧島市又は避難促進施設がその確保に努める。

(7) 避難所等の開設

避難所等の開設については、噴火警戒レベルが事前かつ段階的に引上げられた場合の噴火警戒レベル4の対応に準じる。

(8) 避難促進施設による避難誘導

避難促進施設は、突発的に噴火した場合、噴石等から利用者等を守るため、避難場所等への緊急退避の誘導を行う。緊急退避後、必要に応じて、より安全な避難所等への誘導を行う。

火山活動の状況等に応じて、本市との協議により、相互に連携し避難所等への避難誘導にあたる。また、避難促進施設は、施設に緊急退避した人数や負傷者の有無などの状況を、市へ報告する。

市は、火山活動の状況等を踏まえ、避難促進施設と協議し、緊急退避後の避難誘導の実施時期を決定し、施設と連携して避難誘導にあたる。

(9) 住民・家畜等の避難

噴火警戒レベルが事前かつ段階的に引上げられた場合に準ずる。

(10) 複数の火口が活発化した場合

ア 硫黄山の火口が同時に活発化した場合

第2章第1項(5)のア及び本項(1)～(9)により対応する。

イ 御鉢の火口が同時に活発化した場合

第2章第1項(5)のイ及び本項(1)～(9)により対応する。

ウ 硫黄山及び御鉢の火口が同時に活発化した場合

第2章第1項(5)のウ及び本項(1)～(9)により対応する。

3. 広域避難

火山現象が広域に影響を及ぼす場合、住民等の避難が霧島市もしくは鹿児島県境を越えて行われることが考えられる。そのため、広域避難の必要性の判断や広域避難に伴う避難手段の確保などを行う。

広域避難に関する防災対応が、速やかに行えるよう、霧島市等の対応項目を整理し、その手順等について定めておく。

(1) 広域避難の判断・実施

広域避難を実施するにあたって、まず、その必要性を迅速に判断し、避難等に関わる機関が連携をとり、対応する。

霧島市は、火山現象の影響範囲によって、同市内で、安全な地域における避難所等の確保や避難者の収容が困難と判断した場合、予め定められた広域避難の体制に基づいて避難を実施する。その際、合同会議等で、情報共有し対応の確認を行うとともに、火山の活動状況によって体制に変更が生じる場合には、その協議を行う。また、避難先となる市町村と連絡をとり、避難者の受入れを要請するとともに、避難者の受入体制について協議する。

なお、すでに開設・運営されている避難所等や避難対象地域の住民等に対して、避難先となる市町へ広域避難を行うことを周知する。

市は、広域避難の実施が決定された場合、必要に応じて県及び警察と連携して、避難経路での通行規制及び避難誘導の対応にあたる。

(2) 避難手段の確保

避難の手段として、直接避難の場合は自家用車、一時集合場所に集まっての集団避難はバスを利用する。また、噴火が切迫している場合など必要に応じて、自衛隊にヘリや車両での輸送を依頼する。

① 必要台数を決定しバス事業者等に要請を行う。

そのため、バス事業者等との災害協定の締結を促進する。

② 避難対象地区を踏まえ、バスの集結場所を予め定めておく。

③ バスの台数が不足し、また出動が間に合わないなどの事態が発生し、県内外のバス事業者への要請が必要となった場合には、鹿児島県災害対策本部での調整・依頼を行う。

④ 予め定めた避難ルートについて、輸送路として利用の適否について確認する。

⑤ 避難ルートが被災している場合は、代替ルート及び代替輸送手段を確保する。

⑥ JRの活用、広域輸送については、鹿児島県災害対策本部へ要請するとともに、霧島市も所要の関係機関と調整し避難者の輸送手段を確保する。

(3) 避難先の受入準備

災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、鹿児島県内の他の市町村への受入については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては鹿児島県に対し当該他の都道府県との協議を要請する。

4. 報道機関への対応

多数の報道関係者に安全な取材・報道活動を行ってもらうため、鹿児島県や霧島市の災害対策本部等に報道対策部門を設置し、報道関係者への対応に当たる。報道関係者には、住民等への避難誘導を支援するための重要な情報や、風評被害を防止する観点から正確な救助活動状況や被害情報の報道を依頼する。